

令和7年6月27日

三豊市長 山下 昭史 様

三豊市特別職報酬等審議会
会 長 藤 田 和 也

議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について(答申)

令和7年6月4日付け三総人第69号で、貴職から本審議会に対し諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

記

1 答申内容

- (1) 議員報酬の額は、15,000円の増額が適当である。
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額は、据え置くことが適当である。

2 審議

本審議会は、諮問された事項について、現在の社会経済情勢、本市の財政状況、一般職職員の給与改定状況、人事院勧告の内容、市民の生活感覚や市民感情、県内他市の状況等、本市の特別職の報酬等に関連する諸事情を総合的に勘案して審議を行い、結論を得た。

3 意見・理由

(1) 議員報酬の額

議会は、住民自治の根幹をなす存在であり、多様な民意を聴取し、地方公共団体の意思決定を行っていくことが求められている。しかしながら、その職責の重さに比して報酬額が十分ではない等の現状から、全国的に若い世代をはじめとした議員のなり手不足が課題となっている。

本審議会での審議においても、議員報酬の額は県内では下位に位置している状況を踏まえ、若い世代の立候補者を確保するとともに、議員を通じて民意を十分に反映する活動を期待する観点から、増額が必要ではないかとの意見があった。

一方では、この物価高騰の社会情勢の中、住民の代表としての議員にも市民生活に寄り添う観点が必要との意見があったが、現在の議員定数22人を次回改選時からは自主的にさらに2人削減することが決定していること、また議員については

退職手当や議員年金等の制度が現状では設けられていないなどの総支給額に鑑みた意見も踏まえて審議を行った結果、報酬月額の上昇が適当との結論に至った。

引き上げの額については、合併後議員報酬額の増額改定が一度もないままであること、議員定数を2人削減した点も鑑みつつ、市民生活に寄り添う観点等も併せて総合的に勘案し、議長、副議長及び議員の報酬の額について、一律月額15,000円の増額とすることが適当である。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「市長等の給料額」という。）

社会経済情勢については、2021年以降消費者物価指数の上昇が継続しており、市民生活に少なからぬ影響を与えている状況である。このような中、国の雇用・所得環境に係る政策の効果により、国内では賃上げの動きがあり、市長等の給料額の上昇改定を行う地方公共団体も見受けられる。

しかしながら、県内他市と比較して給料の額の水準が著しく低い状況にあるわけではないこと、県内企業においては賃上げによる生活水準の向上が体感できる状況になく、また任期毎の退職手当も含めた総支給額の考慮が必要との意見など、市民生活に寄り添う観点から総合的に勘案し、据え置くことが適当であるとの結論に至った。